

除雪燃料費交付金支給要領

平成 27 年 1 月 13 日市長決裁

(目的)

第 1 条 大雪時における市民の安心で安全な生活を確保するため、共助による除雪作業に要する除雪機等の燃料費相当分として、除雪燃料費交付金（以下「交付金」という。）を支給し、地域の除雪活動を支援することを目的とする。

(支給対象)

第 2 条 交付金の支給は、大雪警報が発令され市内における積雪が概ね 30 センチメートルを上回った場合とする。

2 交付金は自治会単位に支給する。

(除雪箇所)

第 3 条 除雪箇所は、次のとおりとする。

- (1) 地域の生活道路
- (2) 通学路
- (3) その他の公共的エリア等

(除雪機等)

第 4 条 除雪機等は、建設用機械、トラクター等で、除雪作業が可能なものをいう。

(除雪作業)

第 5 条 除雪作業は、地域に居住する市民等（深谷市と「降雪時の除雪実施に関する覚書」を締結している者を除く。以下この条において「市民等」という。）が除雪機等を使用した除雪で、次に掲げるものをいう。

- (1) 地元自治会長が要請した除雪
- (2) 市民等が自主的に実施した場合で、地元自治会長が必要と認めた除雪

(交付金)

第 6 条 交付金の額は、除雪機等の提供者に対して、除雪作業 1 時間当たり 500 円とし、1 回の降雪ごとに 5,000 円を限度とする。

(申請及び支払)

第 7 条 交付金の申請は、除雪燃料費交付金支給申請書兼請求書（様式第 1 号）により、自治会長が自治会単位で取りまとめ申請するものとする。

2 交付金の支給は、自治会長が指定する口座に振り込むものとする。

(庶務)

第 8 条 交付金の支給事務は、災害対策に関する事務を所掌する部署において処理する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。